

舞鶴市男女共同参画計画

第3次 まいプラン

～ 女と男 それぞれが 輝ける未来を～

目次

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章

計画の内容

- 1 計画の基本理念と体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 基本目標と具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 【基本目標1】男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり・・・・・・・・7
 - 施策の方向1 男女共同参画への意識づくり・・・・・・・・7
 - 施策の方向2 地域に根ざした推進拠点の充実と活性化・・・・・・・・10
 - 【基本目標2】男女が共に参画し活躍できる環境づくり・・・・・・・・12
 - 施策の方向3 あらゆる分野における男女共同参画に向けた女性の活躍推進・・12
 - 施策の方向4 男女が共にいきいきと働くための環境づくり・・・・・・・・15
 - 施策の方向5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進・・・・・・・・17
 - 【基本目標3】男女が共に安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・20
 - 施策の方向6 配偶者等からの暴力の根絶・・・・・・・・20
 - 施策の方向7 誰もが安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・22

資料

- 舞鶴市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査データ・・24

第3章

計画の推進

- 1 推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 2 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 3 市民、企業、関係機関などとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・32

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画は、男女が対等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、あらゆる分野において参画する機会が確保され、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会の形成を目指すものです。

本市では、男女共同参画社会の実現のため、平成9年（1997年）に初めて「舞鶴市男女共同参画計画（第1次まいプラン）」（以下、「まいプラン」という。）を策定しました。その後、社会経済情勢の変化などに対応するため、平成19年（第2次まいプラン）、平成29年（第3次まいプラン）に2回改訂を行い、男女それぞれの課題に対応した啓発の強化や、女性に対する暴力の予防と被害者支援の強化など、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に取り組んできました。

このような状況の中、現行計画「第3次まいプラン」が中間年を迎えることから、令和2年度に実施した市民アンケート及び事業所アンケート、市民ヒアリングの結果を元に、時代のニーズや社会情勢の変化に対応した男女共同参画を推進していくためにより具体的な方向性と取組を示した「第3次まいプラン（改訂版）」を策定しました。

【計画の位置づけ】

第1次：平成 9年（1997年）策定「舞鶴市女性行動計画～まいプラン～」

第2次：平成19年（2007年）策定「舞鶴市男女共同参画計画（まいプラン）」

第3次：平成29年（2017年）策定「舞鶴市男女共同参画計画（まいプラン）」

2. 計画策定の背景

国際的な動きとしては、平成27年（2015年）に国連総会において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、これを達成するための17の目標の5番目に「ジェンダー平等の実現」を掲げ、男女の格差の是正をはじめ、政治、経済、公共などあらゆる分野における意思決定において女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することを定めています。

国内の動きとしては、平成11年（1999年）に成立した「男女共同参画社会基本法」は、男女の人権の尊重などを基本理念とし、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が明記されました。翌年には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。令和2年（2020年）に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」と示されています。

京都府においては、平成元年（1989年）に「KYOのあけぼのプラン」が策定され、平成16年（2004年）には「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。令和3年（2021年）には「KYOのあけぼのプラン（第4次）」が策

定され、取り組みの推進が図られています。

また、平成27年（2015年）には、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立するなど、各種法律の整備が進められてきました。

本市では、こうした国内外の様々な動きを背景に、平成9年（1997年）「舞鶴市女性行動計画～まいプラン～」を策定し、計画に基づいて男女共同参画に関する取り組みを推進してきました。

平成13年（2001年）には、男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設として「舞鶴市女性センター(現:舞鶴市男女共同参画センター(フレアス舞鶴))」を整備し、啓発や交流、情報発信などの取り組みを進めてきました。

このような中で、男女共同参画推進の基本となる考え方や、市民、事業者、教育者、市の役割をそれぞれ明らかにすることにより、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に実施するため、平成26年（2014年）に、「舞鶴市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例の中で、男女共同参画の推進に関する事項を調整・審議する機関として「舞鶴市男女共同参画審議会」を設置しました。

平成27年（2015年）には、ドメスティック・バイオレンス（DV）の未然防止や、被害者の発見から保護・自立まで切れ目のない支援に総合的かつ一体的に取り組むため、同審議会から答申を受け「舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（以下、「舞鶴市DV対策基本計画」という。）を策定し、令和2年（2020年）には、第2次計画を策定しました。

3. 計画の性格

- ◇今後取り組むべき課題に対応した計画
- ◇市民の意見を反映させた計画
- ◇「新たな舞鶴市総合計画」を上位計画とする男女共同参画に関する総合的な計画
- ◇「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」として位置付けた計画

4. 計画の期間

「まいプラン（第3次）」は、平成29年（2017年）4月から平成39年（2027年）3月末までの10年間を計画期間としており、中間年を迎えた令和3年度に社会の情勢や本市の状況などを踏まえながら、各施策の調整、評価などを行う中で見直しを行うものです。

第2章

計画の内容

- 1 計画の基本理念と体系
- 2 基本目標と具体的施策

1. 計画の基本理念と体系

基本理念

「女（ひと）と男（ひと）それぞれが輝けるまちへ」

家庭、職場、地域、学校などのあらゆる分野において男女が互いの人権を尊重しながら平等に参画し、個性に応じて能力の発揮ができ、それぞれが輝くことができるまちを実現します。

基本目標 1

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

No.	施策の方向	具体的施策
1	男女共同参画への意識づくり	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
		(2) 生涯にわたる男女共同参画の学習の充実
		(3) 男女の性を共に理解し尊重する考え方の啓発
2	地域に根差した推進拠点の充実と活性化	(1) 利用される施設づくりの推進
		(2) 個人や団体との協力・連携の促進

基本目標 2 <舞鶴市女性活躍推進計画>

男女がともに参画し、活躍できる環境づくり

No.	施策の方向	具体的施策
3	あらゆる分野における女性の活躍推進	(1) 女性の職業生活における活躍の推進
		(2) 各種審議会など政策・方針決定の場への女性の参画拡大
		(3) 女性の活躍に向けた地域や団体における人材の育成
		(4) あらゆる分野への女性のチャレンジ支援
		(5) 市役所の女性職員の職域拡大と登用促進

4	男女が共にいきいきと働くための環境づくり	(1) 男女が共に働きやすい環境づくり
		(2) 雇用の場における男女の機会・待遇の均等の推進
		(3) 農林水産業、商工業などの自営業に従事する女性への支援
		(4) 時代のニーズにあった新たな働き方の支援
5	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	(1) 男女が共に支え合う家庭・地域づくり
		(2) 子育て支援の充実
		(3) 介護サービスの充実
		(4) 男性の家庭における活動（家事・育児や介護など）への参加の促進
		(5) 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 3

男女が共に安心して暮らせるまちづくり

No.	施策の方向	具体的施策
6	配偶者等からの暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の予防と意識啓発
		(2) DV対策基本計画に基づく被害者支援に関する施策の推進
7	誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1) 地域防災における男女共同参画の推進
		(2) 生涯にわたる心とからだの健康づくり支援
		(3) 誰もが住みよさを実感するまちづくりの推進

2. 基本目標と具体的施策

基本目標 1

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めるためには「男性だから」「女性だから」というように性別によって差別されることなく、責任を分かち合いながらお互いを認め合い、尊重することが大切です。

根強く残るジェンダーによる社会的な慣習の見直しや固定的性別役割分担意識の解消をめざし、生涯を通じた男女共同参画への意識づくりを進めるとともに、地域に根ざした推進拠点の活動を充実させ、男女共同参画社会実現の基盤づくりを進めます。

施策の方向 1 男女共同参画への意識づくり

【現況と課題】

- 「市民アンケート調査」の結果によりますと、「学校教育の場」「地域活動の場」では男女の平等感が比較的高いものの、「社会全体」での男女の平等感では16.5%と前回調査から大きな変化は見られず、男女の平等感が低い状況がうかがえます。また、家庭における役割分担では、女性が中心であり、男性が積極的に参加できるような社会が望まれます。
- これまで取り組んできた施策から、男女共同参画は主に女性のための施策と受け取られることが多いですが、男女共同参画は性別に関わらず社会全体にとって重要であることから、男女共同参画の正しい理解に向けた啓発が必要です。
- あらゆる世代の男女が、個性や能力を発揮して自分らしい生き方をするためには、男女共同参画への理解に向けた意識啓発をし、身近なところから男女共同参画を身につけることが重要です。あわせて、子どもたちが自分らしく、自由に将来の夢や希望が持てるよう、基礎となる家庭はもとより、教育の場においても、男女共同参画の理念を十分理解し、子どもの心身の発達段階に応じて、子どもたち一人ひとりが主体的に生きていけるよう人権の尊重や男女平等の意識を高める学習機会が必要です。
- 「雇用の機会や働く分野」と「賃金や待遇」については、依然として男性が優遇されていると回答した人が多く、働く場においてもジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への意識づくりを行う必要があります。

- また、男女共同参画社会の形成のために、男女がお互いの身体的特徴を十分に理解しあい、相手への思いやりを持って生きていくことは大切なことです。
- すべての人が生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、多様な生き方が選択できるよう、生涯にわたって学習できることが望まれます。

【具体的施策】

(1) 男女共同参画に関する理解の促進

- ① ジェンダーに基づく固定的性別役割分担意識の解消に向け、身近なこととして捉えられるよう様々な分野で啓発を行います。
- ② 若い世代をターゲットとした男女共同参画に関する啓発を強化します。
- ③ 発行する刊行物などにおいて男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

(2) 生涯にわたる男女共同参画の学習の充実

- ① 家庭での男女共同参画の実践に向け啓発を実施します。
- ② 学校などにおいて、性別にとらわれることなく個人の能力や個性を伸ばすことができるよう、子どもの発達段階に応じた男女共同参画に関する教育を推進します。
- ③ 男女共同参画に関する理解と認識を深めるため、指導に関わる者等の研修機会の充実に努めます。
- ④ 性別に関わらず生涯を通じて多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進します。
- ⑤ ジェンダーや性の多様化などの理解を深めるための教育・啓発を推進します。

(3) 男女の性を共に理解し尊重する考え方の啓発

- ① 男女が、性に対する正しい知識を理解しお互いを思いやるとともに、自分を大切にする意識づくりに努めます。
- ② 男女差に配慮した性差医療の取り組みや近隣の医療機関における専門外来について情報提供に努めます。
- ③ 多様な性のあり方について正しい理解や認識が得られるよう、啓発に努めます。

■目標指標

内 容	現状値	目標値
市民アンケート調査において「女(男)だから・・・」 「女(男)のくせに・・・」といった言い方に「抵抗を感じる」と思う人の割合	58.3% (R2.8 調査)	80%
市民アンケート調査において、社会全体について 「男女平等である」と思う人の割合	16.5% (R2.8 調査)	30%

施策の方向2 地域に根ざした推進拠点の充実と活性化

【現況と課題】

- 男女共同参画社会の実現をめざすための拠点施設として、平成13年（2001年）3月に「舞鶴市女性センター」が開設され、平成22年（2010年）4月から「舞鶴市男女共同参画センター」に名称変更するとともに、同年7月愛称を「フレアス舞鶴」としました。設立からその運営にあたっては、活動団体・NPO法人が中心となった幅広い活動により、本市の男女共同参画社会づくりの支えとなっています。
- フレアス舞鶴では、男女共同参画に関する意識づくりの学習・啓発事業、活動団体などの交流を支援する市民活動支援事業などを展開しています。
- しかし、フレアス舞鶴の利用者数は、平成21年度（2009年度）をピークに、減少の途をたどっており、近年は、これまで主な利用者であったフレアス舞鶴登録団体メンバーの高齢化による活動の縮小や、コロナ禍の影響により利用者数は激減しています。
- また「市民アンケート調査」の結果によりますと、「フレアス舞鶴を知っている」と答えた人は16.8%にとどまり、その中でも利用したことがある人は24.8%と利用している人はごくわずかであることが明らかになっています。
- このため、施設の設置目的とニーズ・社会状況に合致した事業実施、施設活用に努め、施設での活動を充実させ、利用される施設にすることが必要です。

【具体的施策】

（1）利用される施設づくりの推進

- ① ニーズや社会状況を把握した事業実施、及び施設活用に努めます。
- ② 広報紙やホームページ、SNSなど、あらゆる媒体・機会を利用して、情報発信に努めます。
- ③ 市民や利用者のニーズに応えられるようフレアス舞鶴の運営体制を強化します。

（2）個人や団体との協力・連携の促進

- ① 男女共同参画の取り組みが全市的な広がりをもって推進されるよう、男女共同参画を推進する個人や団体などへの活動支援、及び各団体等の交流促進を図り、連携を強化します。
- ② フレアス舞鶴を拠点に男女共同参画を推進する人材の確保に努め、連携を強化します。

■目標指標

内 容	現状値	目標値
市民アンケート調査において「フレアス舞鶴」を知っている人の割合	16.8% (R2.8 調査)	70%

基本目標 2

男女が共に参画し活躍できる環境づくり

性別に関わらず皆が暮らしやすい社会を実現させるためには、多様な意見が反映されることや、支え合い協力し合うことが求められます。

男女が社会の対等な構成員として、職業生活、家庭生活、地域生活などにおいて誰もが活躍できる機会が確保される環境づくりを進めます。

施策の方向 3 あらゆる分野における女性の活躍推進

【現況と課題】

- 将来にわたって持続可能な社会を築くためには、多様な視点や新たな発想を取り入れることが必要であり、男女が対等な社会の構成員として社会のあらゆる分野に参画する機会を拡大していく必要があります。
- 本市における審議会などへの委員の女性登用比率は、令和 3 年（2021 年）4 月で 25.3%と、京都府下の市町村と比べて低い状況にあります。女性の登用が進まない理由としては、委員の選出の対象となる団体などの中で役職への女性の登用が進んでいないことや、委員に必要とされる専門知識を持つ女性の発掘が進まないことなどがあげられます。また「市民アンケート調査」の結果によりますと、「自治会長などの地域の役員に女性になる」ことについて、8割以上が「抵抗を感じない」と回答していますが、女性自治会長の比率は令和 2 年（2020 年）4 月で 4.9%と低い状況です。各分野の政策・方針決定過程に男女双方の多様性に富んだ幅広い意思が反映されることが求められます。
- また「市民アンケート調査」の結果において、仕事に就いていない理由に「家事や育児、介護に専念せざるを得ない」と回答した人は女性が男性より多く、不本意ながら仕事に就いていない女性が男性より多いように読み取れます。家庭だけでなく社会で活動することは、自己実現のひとつの方法にもなることから、意欲に応じ社会でも活躍できる環境づくりが求められます。
- 本市においては、市職員に占める女性の割合は令和 3 年（2021 年）4 月で 40.7%ですが、管理職に占める女性の割合は 17.4%です。将来指導的地位へ成長していく人材層を厚くすることを目的とし、女性職員が個人の能力や個性に応じて働き甲斐を持ち、組織リーダーとして活躍するために必要な考え方やスキルの修得を図るため、女性職員を対象とした研修やトレーニングの機会を与えるとともに役職が担える女性職員については積極的に管理職に登用していきます。

【具体的施策】

（１）女性の職業生活における活躍の推進

- ① 企業における女性の管理・監督職登用や職域の拡大、意思決定にかかわる場への登用が進むよう啓発に努めます。
- ② 女性の就業へのチャレンジ、再チャレンジを支援するため、事業実施や情報提供などに努めます。

（２）各種審議会など政策・方針決定の場への女性の参画拡大

- ① 政策・方針決定過程の場に多様性に富んだ幅広い意志が反映されるために、各種審議会などへの女性の積極的な登用促進に努めます。
- ② 女性が政策・方針など意思決定過程の場への参画意識を高める啓発やリーダーとなる人材育成を図ります。

（３）女性の活躍に向けた地域や団体における人材の育成

- ① 自治会やPTAなど地域団体における会長など、リーダーとして活躍する人の人材育成を図り、女性の登用に努めます。
- ② 防災、福祉環境、地域づくりなどの様々な分野で、女性の視点や取り組みが幅広く活かされるよう、地域や団体における女性の参画促進に向け、情報や学習機会の提供の充実を図ります。

（４）あらゆる分野への女性のチャレンジ支援

- ① 女性が意欲を持って個性と能力を十分に発揮し、働く場や地域活動などあらゆる分野へチャレンジできるよう、情報や学習機会、活躍できる場所の提供などの取り組みの充実を図ります。
- ② 女性の起業やキャリアアップなどを支援するため、セミナーの実施や情報提供などに努めます。

（５）市役所の女性職員の職域拡大と登用促進

- ① 特定事業主行動計画に基づき、政策形成能力や行政管理能力の向上など人材育成を図る研修の実施に努めます。
- ② 職域の拡大及び意識・資質向上のための研修やトレーニングの機会を与えると共に、適材適所の人員配置に努め、積極的に管理職等への登用を図ります。

■目標指標

内 容	現状値	目標値
審議会・委員会委員の女性の割合	25.3% (R3.4 現在)	35%
女性委員のいない審議会・委員会等の数	2 (R3.4 現在)	0
市職員の管理職に占める女性職員の割合	17.4% (R3.4 現在)	30%

施策の方向 4 男女が共にいきいきと働くための 環境づくり

【現況と課題】

- 働く女性は年々増加しており、厚生労働省の調査*によると雇用者総数に占める女性の割合は 45.3%と半数近い状況となっています。また、共働き世帯も年々増加し、令和元年には共働き世帯は専業主婦世帯の 2 倍以上になっています。一方で、ジェンダーによる固定的な性別役割分担意識により、継続就業を希望しながら、子育てや介護の理由により辞めざるを得ない女性もおり、意欲のある女性が働けるよう、働きやすい環境づくりや多様な働き方が求められています。
- 「市民アンケート調査」の結果によりますと、「男女がともに働きやすい環境をつくるために必要なこと」は、「男女が共に家事・育児・介護を行う」の割合が最も高く、次いで「育児休業・介護休業を取りやすくする」「離職後の職場復帰支援制度の導入」となっています。
- これらのことから、男女ともに家事・育児・介護に関わることができ、仕事と家庭との両立制度を利用しやすく、子育てや介護などの理由により退職せず就業し続けられる、あるいは一旦離職した後も職場復帰できるような職場環境が必要です。
- また「市民アンケート調査」の結果によりますと、「雇用の機会や働く場、賃金や待遇」において、依然として「男性が優遇されている」と感じる人が多いことから、男女の均等な雇用の機会や待遇に向けた啓発が求められます。
- 加えて、農林水産業、商工業などの自営業においても、固定的性別役割分担意識の解消に向け啓発を進める取り組みが必要です。

* 出典：厚生労働省「令和元年の働く女性の状況」

【具体的施策】

(1) 男女が共に働きやすい環境づくり

- ① 性別に関わらず育児休業、介護休業を円滑に取得できるよう、仕事と家庭との両立制度の整備、および固定的性別役割分担意識の解消に向けて啓発を図ります。
- ② 妊娠・出産・育児休業、介護休業等に関するハラスメント防止の周知と理解に向けた啓発を実施します。
- ③ 職場におけるあらゆるハラスメントの防止対策の推進に向けた啓発に努めます。

- ④ フレックスタイム制やテレワーク、短時間勤務など多様で柔軟な働き方ができるよう、情報提供や啓発を実施します。

(2) 雇用の場における男女の機会・待遇の均等の推進

- ① 男女の平等な雇用機会や待遇の実現に向けて、市民や企業に啓発を図ります。
- ② 仕事のキャリアアップやスキルアップのため、研修やトレーニングの機会が性別に関わらず得られるよう啓発に努めます。

(3) 農林水産業、商工業などの自営業に従事する女性への支援

- ① 農林水産業、商工業などの自営業における固定的性別役割分担意識の解消のための啓発に努めます。

(4) 時代のニーズにあった新たな働き方の支援

- ①フレアス舞鶴をコワーキングスペースとして活用し、男性、女性関わらず、様々な年代の多様な働き方をする人々が集い、出会うことで交流を促進し新たな仕事や活動の創造を支援します。

■目標指標

内 容	現状値	目標値
事業所向けの啓発資料・事業案内の送付回数	年間 1 回 (R2 実績)	年間 2 回

施策の方向5 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進

【現況と課題】

- 仕事は、暮らしを支え生きがいにもなりますが、家事・育児・介護、地域の関わりなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。しかし、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られることから、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要と考えられています。
- 「市民アンケート調査」の結果によりますと、「仕事と家庭生活・地域活動について、あなたの希望と現実（現状）に最も近いものはどれか」の問で、希望は「同じように両立させる」の回答が44.7%と最も高いのに対し、現状は22.1%に減少し、「どちらかという仕事を優先させる」が24.7%と最も高くなっています。
- また、「女性が結婚・出産後も働き続けたり、結婚・出産を機に退職した女性が再就職するうえで支障となっていること」は、「職場の理解・協力」が34.1%と最も高くなっています。次いで「男女がともに家事や育児、介護に関わるという意識」が32.2%となっており、実際、「食事の準備」、「食事の後片付け」、「日常の買い物」など家事は「主として妻」、「全て妻」の割合が約8割と、妻の負担が大きくなっています。男性が家庭生活などに積極的に参加していくために必要なことは、夫婦間のコミュニケーションをよく図り、家事などに対する「固定的性別役割分担意識」や「無意識のジェンダーバイアス」を解消し仕事以外の時間を積極的に家事や子育て、介護などに増やすことが必要とされています。
- 従来の働き方を見直し、男女ともに家庭や地域での役割を担い、お互いに支えあうためには、企業において、職場における仕事と家庭生活・地域活動の両立にむけた支援体制を整えるとともに、積極的に参加しようとする男性に対する職場や周囲の理解促進や協力体制の風土作りを社会全体で進めていくことが重要であり、これらの環境を整え更なる男性の家庭における活動への意識改革を進める必要があります。
- また、「ワーク・ライフ・バランスの向上を目指して職場で取組を実施すること」については、「どちらかといえば必要」も含め84.3%が「必要」と回答しており、両立支援制度を利用しやすい雰囲気づくりや社内制度の充実、行政による事業主への研修、行政からの情報やノウハウの活用などに取り組みたいという結果も出ており、制度を利用しやすい企業全体の雰囲気作りを進めるとともに、官民が連携し社会全体で働き方改革やワーク・ライフ・バランスの向上に向けた取組を進めていくことが重要です。

【具体的施策】

（１）男女が共に支え合う家庭・地域づくり

- ① 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が共に仕事と家庭・地域生活のバランスのとれたライフスタイルが確立できるよう啓発に努めます。

（２）子育て支援の充実

- ① 子育ての多様なニーズに応えるためのサービスの充実を図ります。
- ② 子育てについての情報や学習機会を提供するとともに、関係機関との連携を図り相談窓口の充実を図ります。

（３）介護サービスの充実

- ① 介護の多様なニーズに応えるためのサービスの充実を図ります。
- ② 介護についての情報を提供するとともに、関係機関との連携を図り相談窓口の充実を図ります。
- ③ 家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るための支援に努めます。

（４）男性の家庭における活動（家事・育児や介護など）への参加の促進

- ① 男性に対して家事、育児や介護を担う意識を高めるための啓発に努めます。
- ② 家庭における活動に積極的に参加しようとする男性に対する職場や周りの理解促進や協力体制を整える風土作りに努めます。
- ③ 育児休業等を理由とする男性に対する不利益な取扱いをなくすため、ハラスメント防止等、啓発に努めます。
- ④ 男性中心の働き方を前提とする労働慣行（長時間勤務や転勤など）の意識改革に向けた啓発に努めます。

（５）働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 企業において、経営トップ、管理職から社員まで組織全体でワーク・ライフ・バランスの取り組みが推進されるよう啓発に努めます。
- ② 市役所においても、1事業所として女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を積極的に推進し、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう支援します。

■目標指標

内 容	現状値	目標値
市役所男性職員の育児休業取得率 (配偶者出産休暇を含む)	8.7% (R3 調査)	100%
事業所アンケート調査において「ワーク・ライフ・ バランスを職場で推進していくことについて必 要」という事業所の割合	39.1% (R2.8 調査)	50%

基本目標 3

男女が共に安心して暮らせるまちづくり

男女が共に安心して、健康で自分らしくいきいきと暮らすためには、一人ひとりの人権が尊重されることが重要です。配偶者などからの暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえでの妨げとなっています。

また、いつ、どこで起こるか分からない災害に備えて、地域防災に男女双方からの視点を取り入れることも必要です。

男女がお互いに対する理解を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策の方向 6 配偶者等からの暴力の根絶

【現況と課題】

- 配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、子どもの心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼす場合があります。
- DVの多くが家庭内で行われることから、潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。特に、DVの被害者は多くの場合が女性で、その背景には、男女間の差別意識、性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差などが考えられます。
- また、交際中の男女間で起こる暴力（デートDV）も問題化しており、その予防や啓発も課題となっています。
- このような中、DV防止の啓発や被害者支援などを行ってきましたが、相談件数が年々増加していることや相談内容が多様化・複雑化していることなどから、DV防止、被害者保護・自立支援を総合的に取り組むための「第2次舞鶴市DV対策基本計画」を令和2年（2020年）に策定しました。
- 「市民アンケート調査」の結果によりますと、「なぐる、ける」などの身体的暴力や「おどす、大声でどなる」「ののしる」といった行為はDVとしての認識が高くなっていますが、「収入が少ないと責める」「何を言っても無視する」「交友関係の細かいチェックや厳しい制限」といった行為はまだ低い状況となっていることから、DVに関する知識の普及やDVを防止するための啓発が必要です。また、DVを受けていても「誰かに話したり、相談したりしていない」と回答した人が33.7%と高く、その理由としては「相談しても無駄、何も変わらない」「相談するほどのことではないと思った」と回答した人が多くなっています。被害者が一人で悩むことのないよう、相談機関の周知や情報提供を行うとともに

に、関係機関が連携して相談から自立までの支援を行うなど、安心して相談できる体制づくりを進める必要があります。

【具体的施策】

(1) 配偶者等からの暴力の予防と意識啓発

- ① DVを防止するための啓発や情報提供、学習機会の提供を行います。
- ② 被害者及び加害者に気付きを促すため、DVに関する正しい知識の普及・啓発を行います。

(2) DV対策基本計画に基づく被害者支援に関する施策の推進

- ① 相談体制の充実を図るとともに、相談窓口を広く周知します。
- ② 舞鶴市に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、関係部署及び関係機関などとの連携を一本化し迅速な支援体制を整え、相談から自立までの切れ目のない支援を行います。
- ③ 二次的被害防止などのため、市職員の内部研修の実施及び外部研修への派遣を行います。

■目標指標

内 容	現状値	目標値
市民アンケート調査において「市のDV相談窓口を知っている」という人の割合	20.1% (R2.8月調査)	50%
市民アンケート調査において「DV被害を受けた経験がある」人のうち「誰かに相談した」という人の割合	28.0% (R2.8月調査)	80%

施策の方向 7 誰もが安心して暮らせるまちづくり

【現況と課題】

- 本市では「新たな舞鶴市総合計画」において、「“子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち・舞鶴”の実現」をまちづくりの基本目標として掲げています。
- 全国どこでも、災害は、いつ・どこで・どのように起こるか分からないことから、平常時から、風水害、地震・津波のほか、原子力災害など、様々な災害に備えた防災対策への取り組みが必要です。
多様な視点を反映した防災対策は、地域防災力の向上に繋がるものであり、男女共同参画の視点に立った「地域防災計画」の作成や避難所の設置・運営、訓練の実施・検証などが必要とされます。
そのためには、防災に関する対策や方針などの決定の過程から女性の視点も取り入れることが必要であり、男女共同参画の意識を持った主体的な担い手や、リーダーの育成が求められます。
- また、特に女性は、妊娠や出産など女性ならではの身体上の特徴があり「リプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点からの健康支援に取り組むことが重要です。男女共に心やからだの健康について正確な知識を持ち、健やかに暮すことができるよう、適切な情報提供などの支援を行うことが必要です。
- 誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、高齢者や障害者など、困難な状況にある方にも配慮し、男女共同参画の視点を取り入れたまちの環境整備が必要とされます。

【具体的施策】

（1）地域防災における男女共同参画の推進

- ① 防災に関する対策や方針などを決定する過程への女性の参画拡大に努めます。
- ② 男女の視点に立ち、着替え、授乳、洗濯干しなどのプライバシーに配慮した場所の確保、生理用品や離乳食、介護食などニーズに応じた配給物資の確保、性暴力被害を起こさないための対策を行うなど安心できる避難所の設置・運営に取り組みます。
- ③ 男女の視点に配慮した防災訓練の実施・検証、地域住民への意識啓発、職員の防災研修を実施します。

（2）生涯にわたる心とからだの健康づくり支援

- ① 男女の生活スタイルや思春期、成人期、高齢期などのライフステージに応じた心とからだの健康づくりを支援するため、啓発や相談体制の充実を図ります。

- ② 妊娠・出産期や更年期など、生涯にわたる女性の心とからだの健康維持・増進、相談体制の充実を図ります。

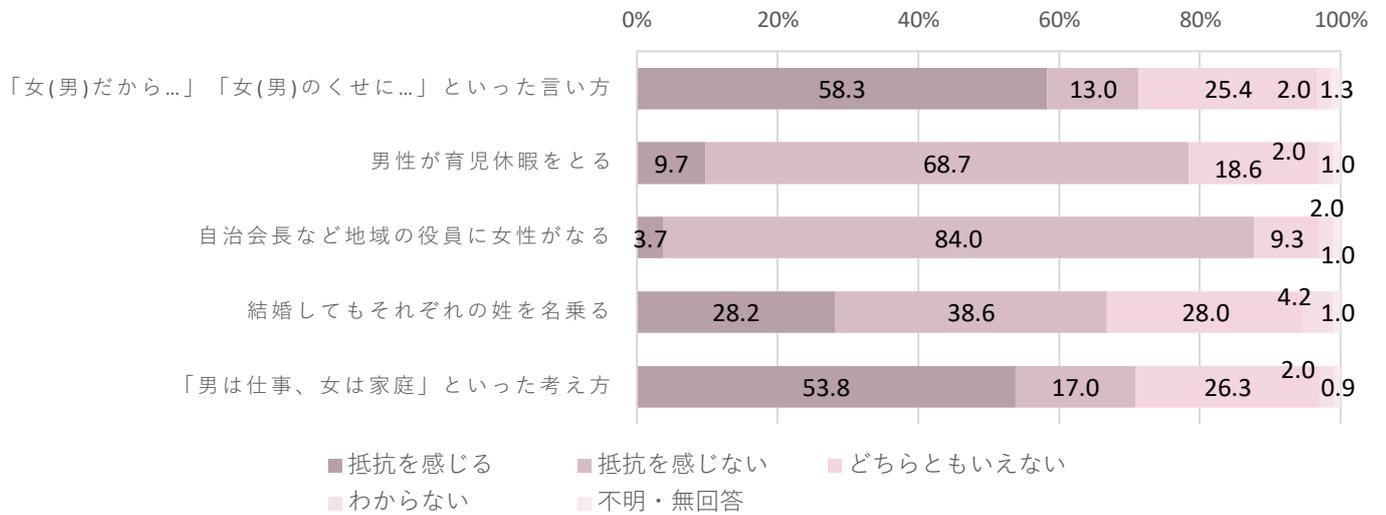
(3) 誰もが住みよさを実感するまちづくりの推進

- ① 困難な状況（高齢者、障害者など）におかれている人が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点から公共施設・公園・住宅などに配慮したまちづくりを促進します。
- ② 環境に配慮したまちづくりについて男女共同参画の視点からの市民の意識が高まるよう、学習機会の提供に努めます。

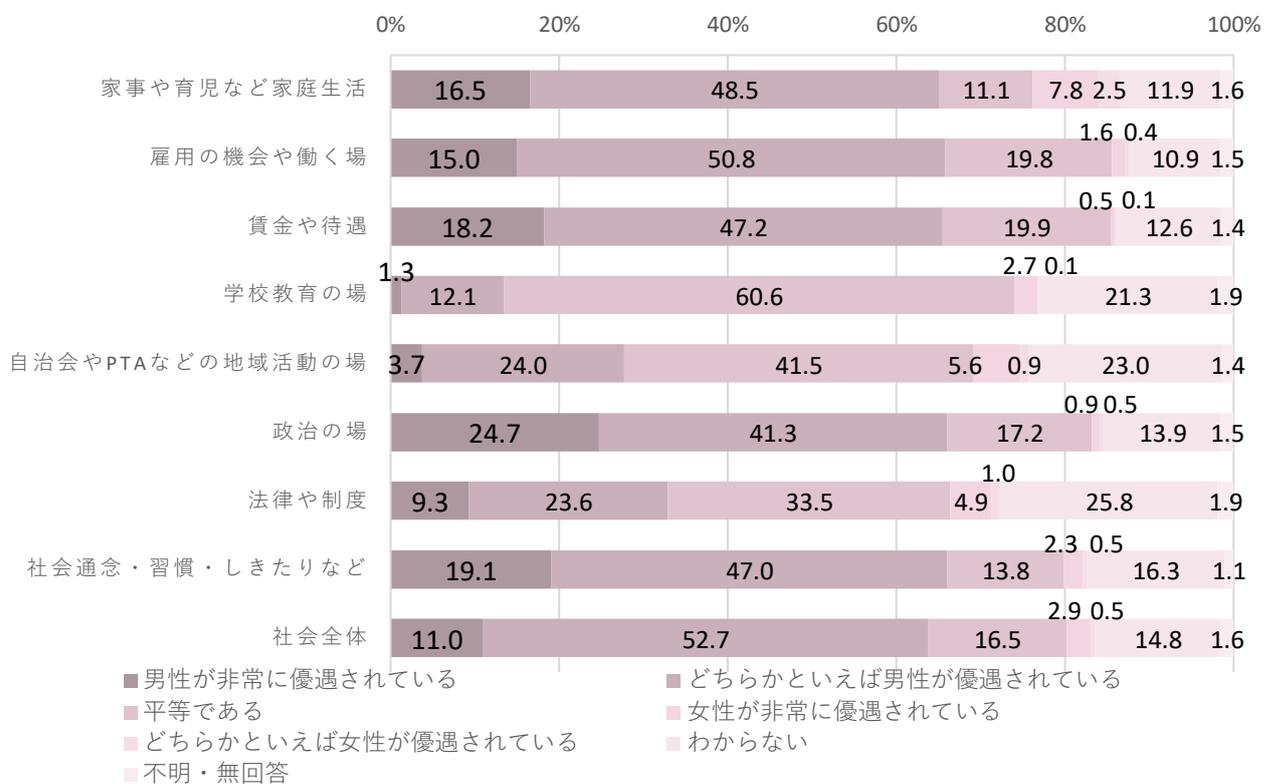
資 料

「舞鶴市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」データ

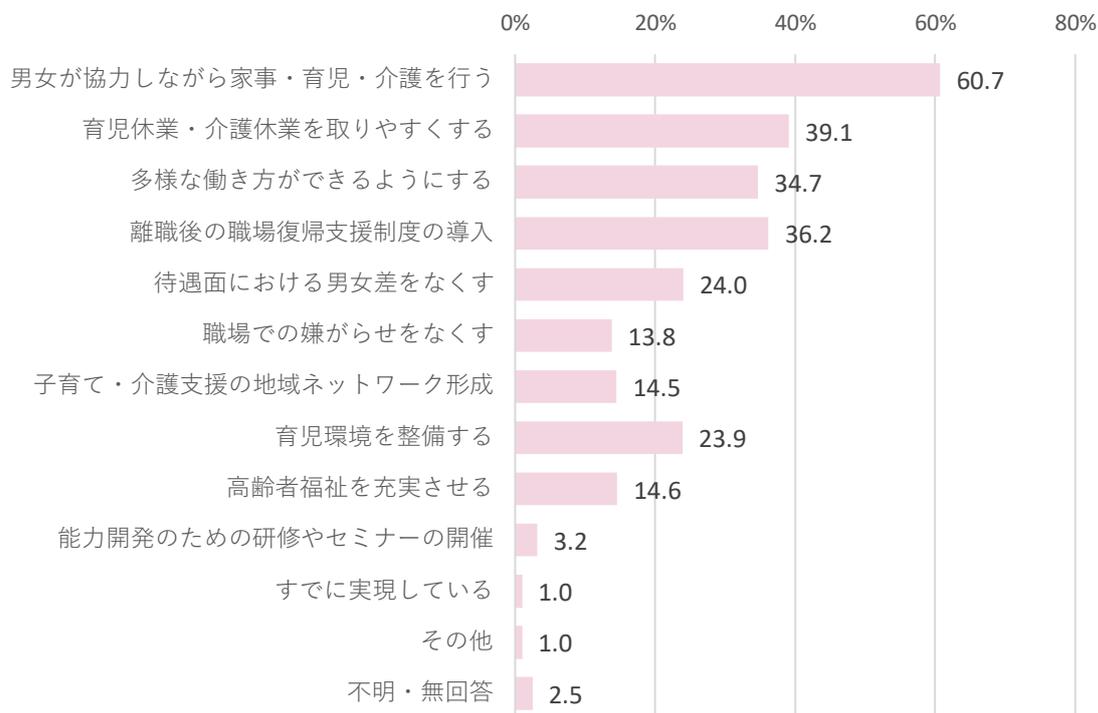
図表1 男女共同参画に関する意識



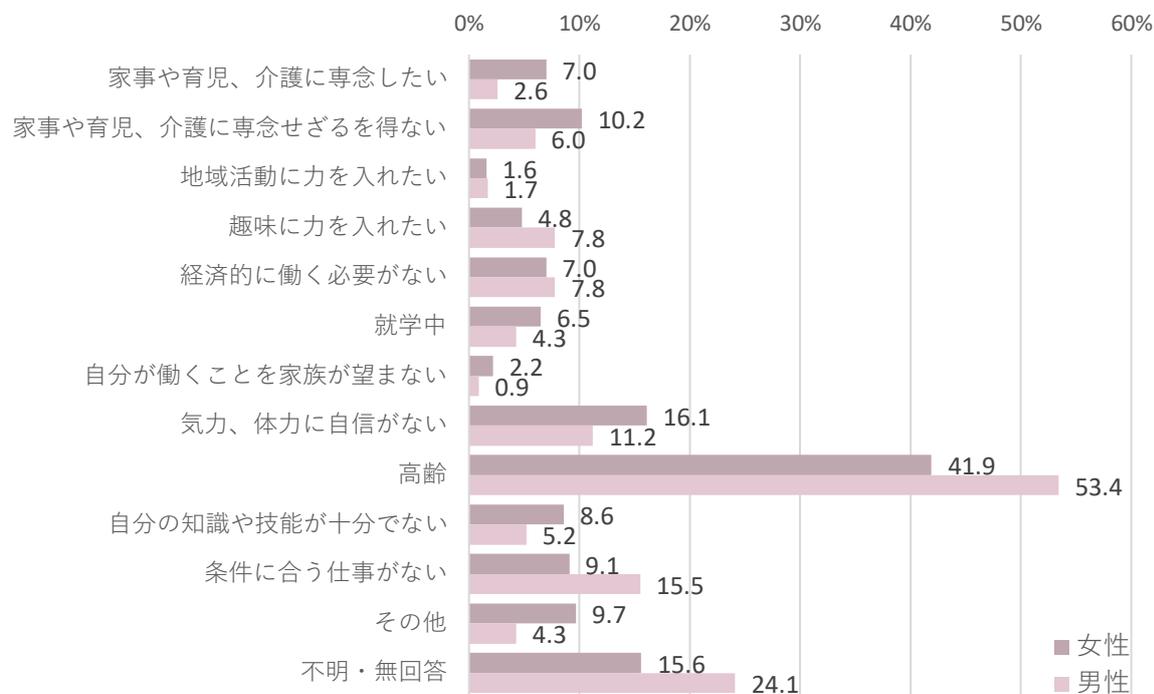
図表2 男女の平等に関する意識



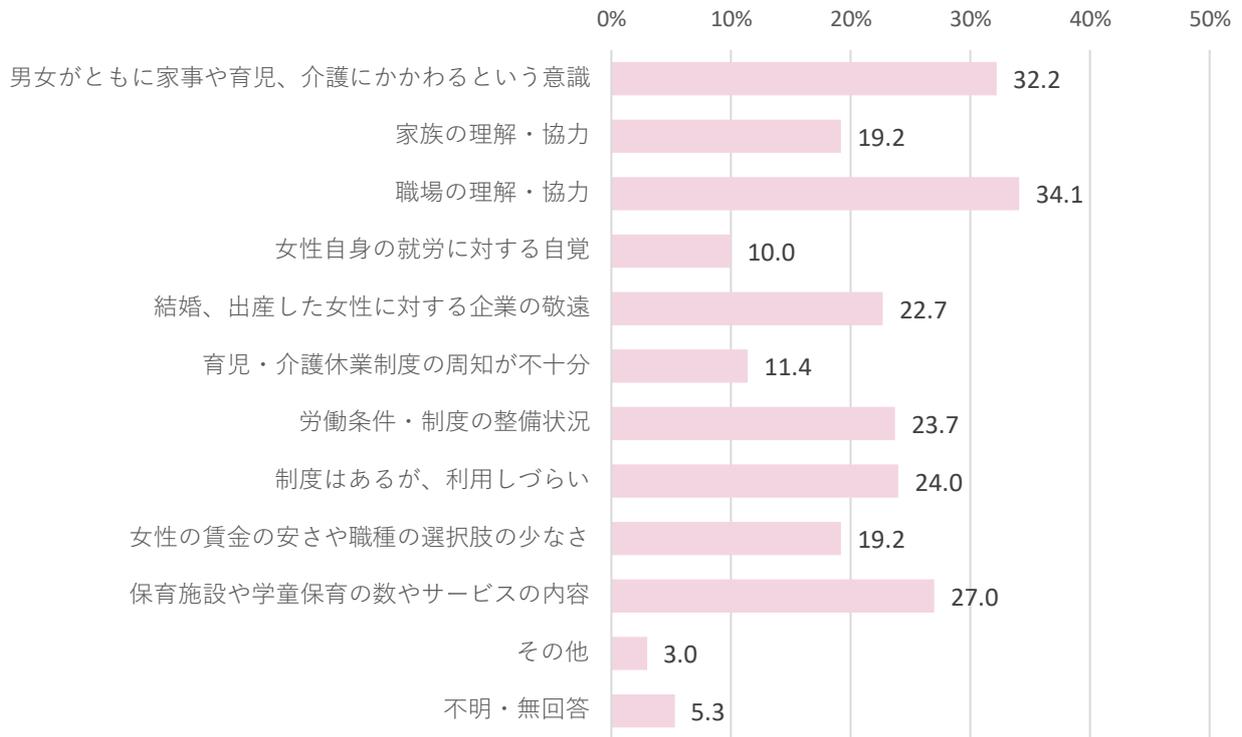
図表3 男女がともに働きやすい環境をつくるために必要なこと



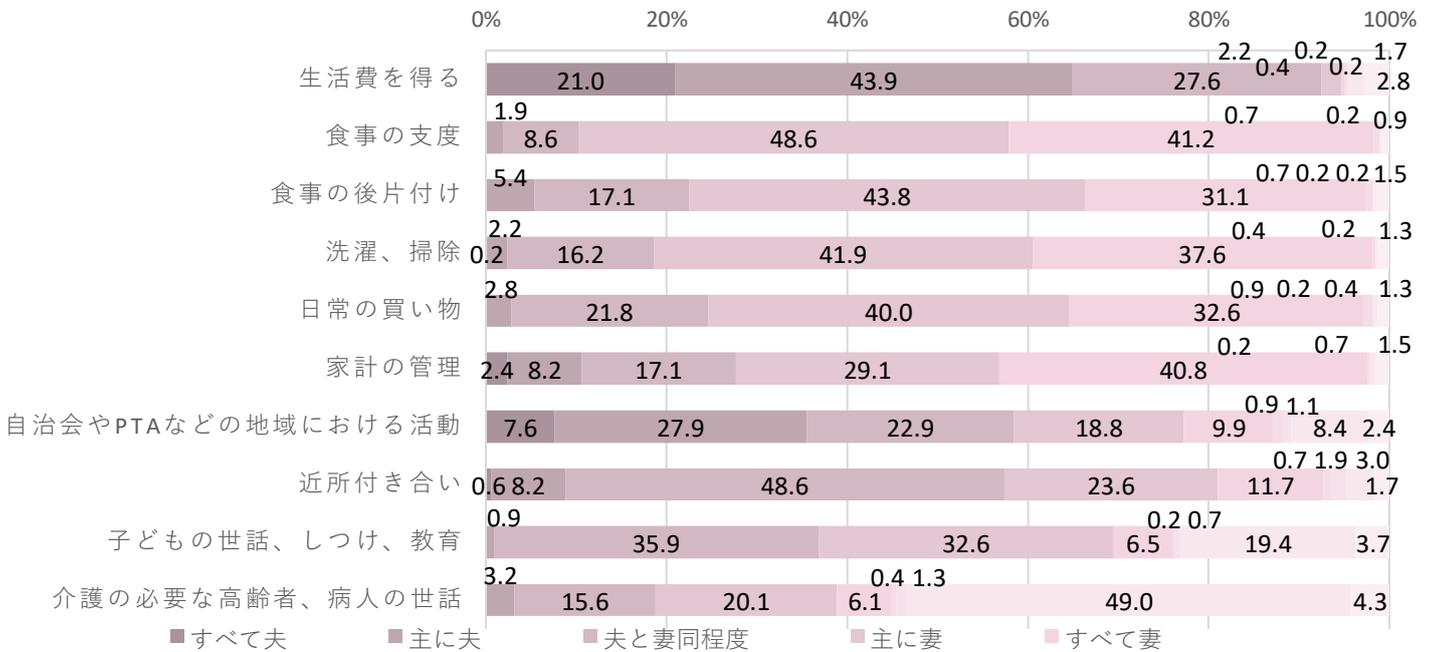
図表4 収入を得る仕事に就いていない理由



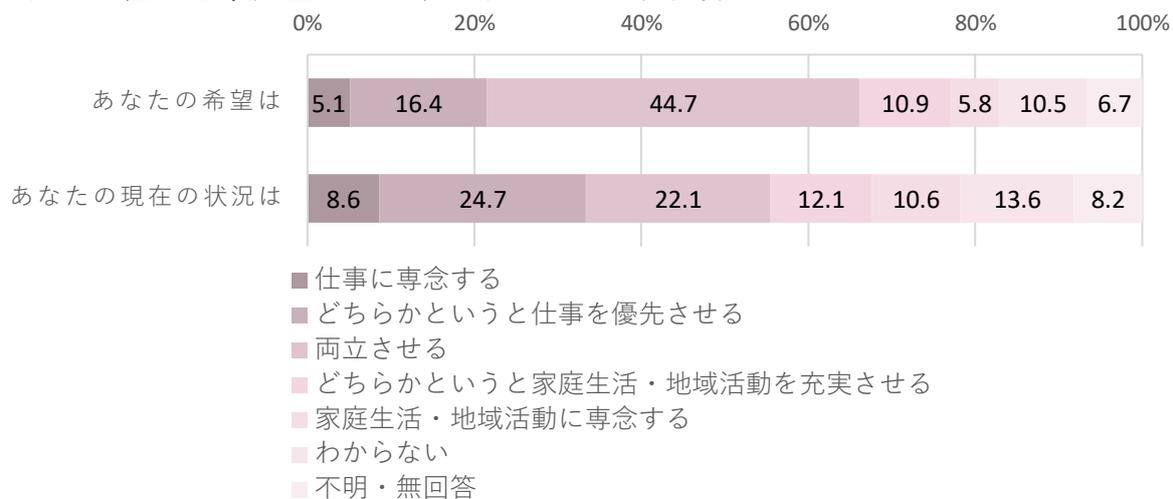
図表5 女性が働き続けたり再就職したりする上で支障となっていること



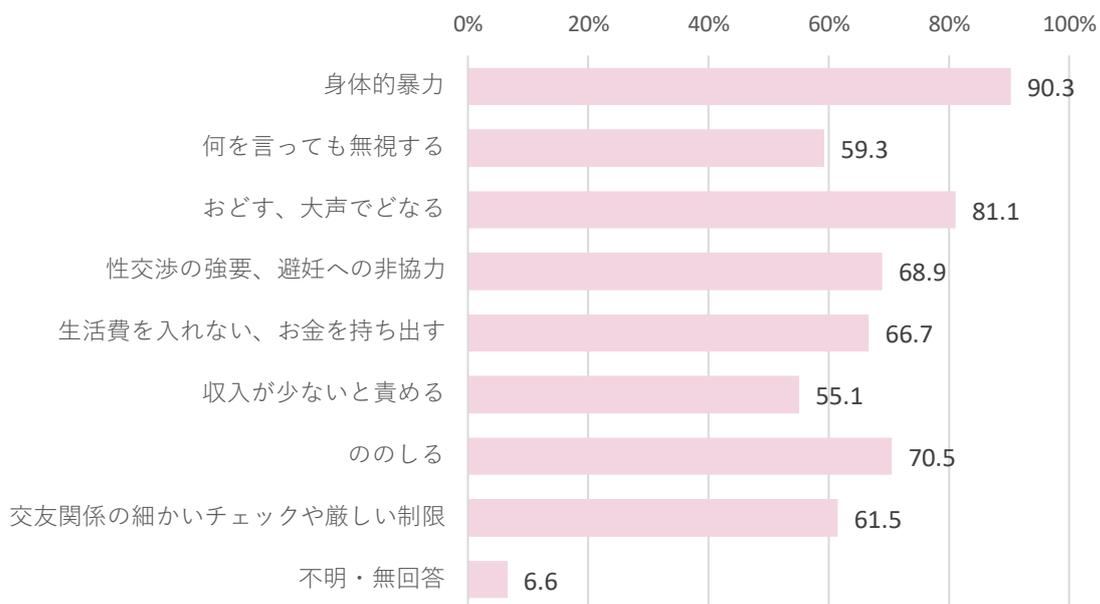
図表6 家庭生活・地域活動における役割分担



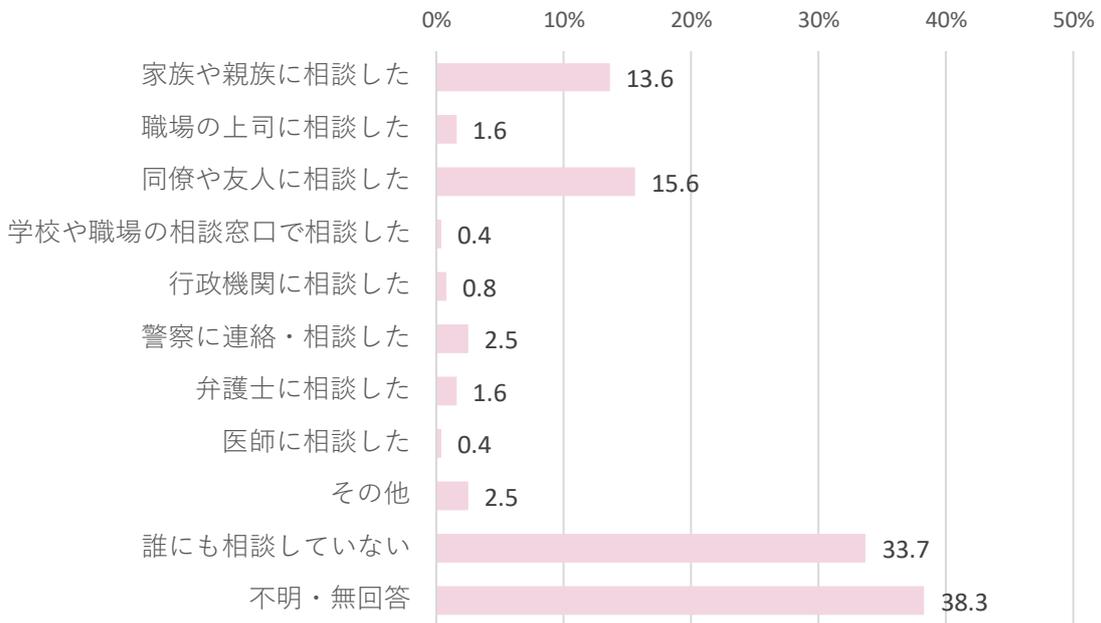
図表7 仕事と家庭生活・地域活動における役割分担



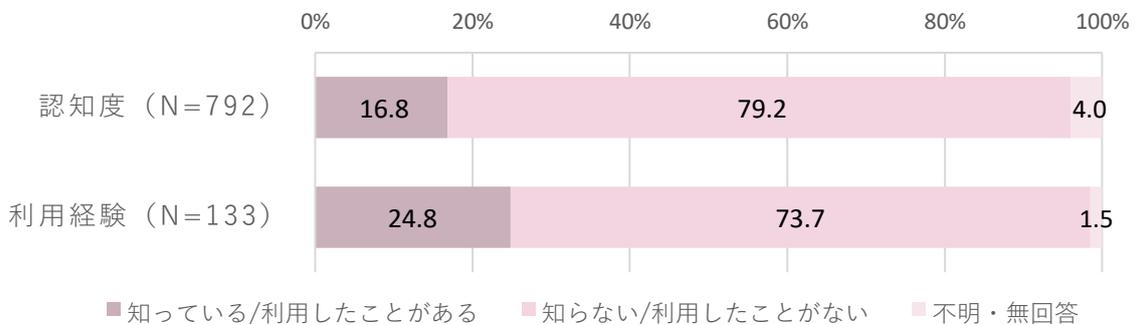
図表8 DVであると認識されているもの



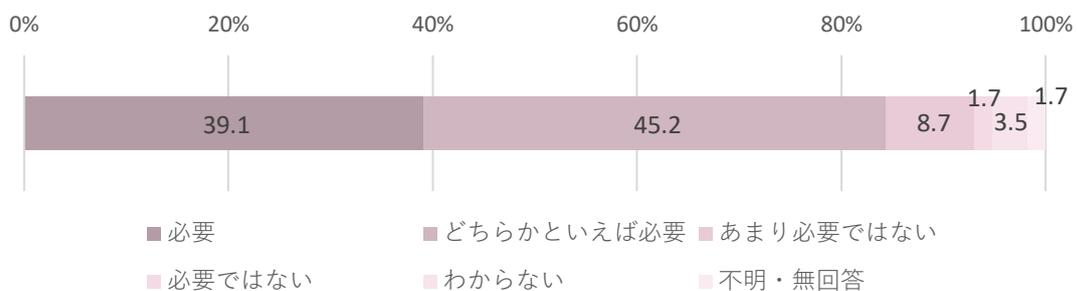
図表 9 DVを受けた際の相談先



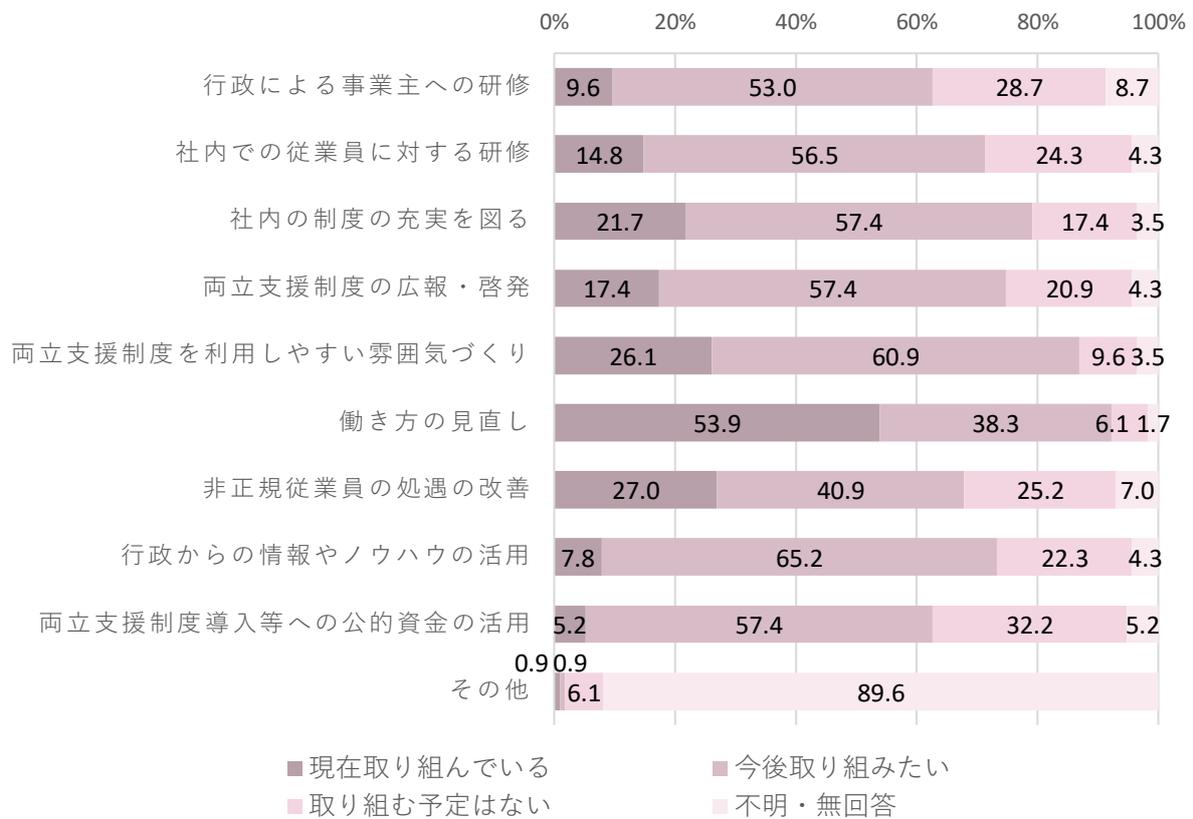
図表 10 フレアス舞鶴の認知度・利用経験



図表 11 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの向上のための取組の必要性



図表12 事業所におけるワーク・ライフ・バランス向上のための取組の状況



第3章

計画の推進

- 1 推進体制の充実
- 2 計画の進行管理と評価
- 3 市民、企業、関係機関などとの連携

1 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制

計画の推進に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、その推進にあたっては全庁的に取り組みます。

- ① 庁内推進組織としての「舞鶴市男女共同参画庁内推進会議」の充実・強化に努めます。
- ② 男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、職員研修を充実します。

(2) 舞鶴市男女共同参画推進条例

本市における男女共同参画に関する基本的な考え方や、市民、事業者、教育者、市それぞれの役割を明らかにすることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

(3) 舞鶴市DV対策基本計画

DVの未然防止や被害者の発見から保護・自立まで切れ目のない支援に総合的かつ一体的に取り組みます。

(4) 舞鶴市男女共同参画審議会

男女共同参画の推進にかかる事項を調査・審議し、施策に反映します。

(5) 拠点施設（男女共同参画センター）の充実

男女共同参画社会を実現するための拠点施設として、施設の役割である「①学習・啓発②相談③交流・活動支援④情報の収集・提供・発信」を柱にし、多くの人が集い交流が生まれる環境づくりや施策を展開し、機能の強化に努めます。

2 計画の進行管理と評価

計画を実効性の高いものとして総合的に推進していくため、各施策について具体的な実施計画を策定し、各担当課から年次評価の報告を求め、目標値を設定した項目についてはその達成割合で推進状況を判断します。

庁内推進会議において進行管理を行うとともに、「舞鶴市男女共同参画審議会」において、計画の推進状況に対する評価を行います。

併せて、必要に応じ市民意識調査を実施します。

3 市民、企業、関係機関などとの連携

市民や企業、NPO法人など関係機関とのパートナーシップを深めるとともに、国や府、他の市町村との連携を図り計画を効果的に推進します。